

こ成事第719号  
社援発1106第4号  
障発1106第1号  
老発1106第1号  
令和6年11月6日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」の一部改正について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第1号。以下「連名通知」という。）により示しているところである。

今般、連名通知の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知するので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本連名通知を参照の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係施設及び関係団体に十分周知していただくようお願いする。

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」の一部改正について 新旧対照表

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>子発0415第4号<br/>社援発0415第5号<br/>障発0415第1号<br/>老発0415第5号<br/>令和3年4月15日<br/>一部改正 こ成事第529号<br/>社援発1020第1号<br/>障発1020第1号<br/>老発1020第1号<br/>令和5年10月20日<br/>一部改正 <u>こ成事第719号</u><br/><u>社援発1106第4号</u><br/><u>障発1106第1号</u><br/><u>老発1106第1号</u><br/><u>令和6年11月6日</u></p> | <p>子発0415第4号<br/>社援発0415第5号<br/>障発0415第1号<br/>老発0415第5号<br/>令和3年4月15日<br/>一部改正 こ成事529号<br/>社援発1020第1号<br/>障発1020第1号<br/>老発1020第1号<br/>令和5年10月20日</p> |
| <p>都道府県知事<br/>各 指定都市市長 殿<br/>中核市市長</p> <p>こども家庭庁成育局長<br/>(公印省略)<br/>厚生労働省社会・援護局長<br/>(公印省略)<br/>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長<br/>(公印省略)</p>  | <p>都道府県知事<br/>各 指定都市市長 殿<br/>中核市市長</p> <p>こども家庭庁成育局長<br/>(公印省略)<br/>厚生労働省社会・援護局長<br/>(公印省略)<br/>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長<br/>(公印省略)</p>                   |

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

(略)

今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児関係施設、高齢者関係施設、障害者関係施設及び女性支援関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を構築し、令和3年度から運用が開始され、その後の運用で課題も明らかになってきたことから、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設や関係団体等に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

(略)

記

1. 平時における取組について  
(略)

(1) 被災状況等の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

(略)

今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児関係施設、高齢者関係施設、障害者関係施設及び婦人保護関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を構築し、令和3年度から運用が開始されることから、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

(略)

記

1. 平時における取組について  
(略)

(1) 被災状況等の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

(略)

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有するなど必要な連絡体制を整備しておくとともに、災害時情報共有システムに登録されているメールアドレスや利用権限の情報を整理するなど、情報収集等に係る役割の明確化等をしておくこと。

(2) 管内関係者間のネットワークの構築や役割分担について

(略)

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、管内市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワーク（災害福祉支援ネットワーク等）づくりを推進するとともに、事前に災害発生時におけるネットワーク本部機能を務める主管部局を決め、業務内容ごとにそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくこと。

(略)

(3) 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等

(略)

① (略)

② (略)

また、災害が発生したときに災害時情報共有システムから送られるメールについては、災害がいつ発生しても迅速に回答することができる者に対して送付する必要がある。このため、取りまとめ部局及び施設所管部局は、システム対象施設等に対し、当該施設等の管理者等施設の状況について迅速に報告することができる立場にある者やどの時間帯でも発災時に迅速に連絡を

(略)

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくとともに、情報収集等に係る役割の明確化等をしておくこと。

(2) 管内関係者間のネットワークの構築や役割分担について

(略)

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワーク（災害福祉支援ネットワーク等）づくりの推進をするとともに、事前に災害発生時におけるネットワーク本部機能を務める主管部局を決め、業務内容ごとにそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくこと。

(略)

(3) 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等

(略)

① (略)

② (略)

とることができるメールアドレスをシステムから送られるメールの送付先として登録するよう求め、毎年定期的に確認を行うなどして必要な更新を行うよう促すこと。

(4) 災害時情報共有システムによる被災状況等の入力の周知徹底等  
災害により被害が生じた場合には、国の関係省庁、都道府県及び市町村が被災状況の全貌を可能な限り迅速に把握し、限られた資源と時間を被災した社会福祉施設等への支援に集中的に充て、被災した社会福祉施設等に対し関係機関が協力して迅速な支援を行うことが重要である。

このため、取りまとめ部局及び施設所管部局は、平時からシステム対象施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、速やかに災害時情報共有システムにおいて被災状況の有無等を入力するよう各施設等に周知徹底すること。

また、災害時情報共有システムにおいては、別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等についても被災状況の有無等の把握が可能である。災害により被害が生じていない施設・事業であっても迅速に入力することが、入所系施設に限らず通所系事業所等であっても重要であることから、施設・事業の種別を問わず、被害がない場合であっても速やかに入力するようシステム対象施設等に対して徹底させること。

加えて、災害発生時に被災状況の有無等の報告が迅速かつ適切に行われるよう、災害時情報共有システムの訓練モードを積極的に活用して、例えば、毎年各自治体において定期的に施設等とともに訓練を実施するなど、操作方法の習熟に努めるよう促すこと。

その際、各システムのホームページにおいて操作マニュアルを閲覧可能であることを周知し、平時から操作方法へ理解に努めるよう促すこと。

(ア) 児童福祉施設等災害時情報共有システム（関係連絡版 都道府県、市区町村用）

(4) 災害時情報共有システムによる被災状況等の入力

取りまとめ部局及び施設所管部局は、平時からシステム対象施設に対し、災害により被害等が生じた場合には、速やかに災害時情報共有システムにおいて被災状況等を入力するよう周知徹底するとともに、災害発生時に被災状況等の報告が迅速かつ適切に行われるよう、災害時情報共有システムを用いて定期的に訓練を実施するなど、操作方法の習熟に努めるよう促すこと。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomo/>

(イ) 障害者支援施設等災害時情報共有システム(関係連絡版 都道府県、市区町村用)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

(ウ) 介護サービス情報公表システム(介護施設等の災害時情報共有システム 都道府県、市区町村用)

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/\\*\\*/index.php?action\\_kanri\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/**/index.php?action_kanri_static_help=true)

※「\*\*」には以下 URL の都道府県番号を入力すること。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/dl/tp0727-1d.pdf>

## 2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況等の把握や情報の提供等を行うことが重要であることから、都道府県においては、市区町村、社会福祉施設や関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) あらかじめ発生又は発生するおそれが予想できる災害への対応  
気象庁等からの気象の見通しの発表や内閣府政策統括官(防災担当)等からの早急な避難対応の連絡があることも踏まえ、都道府県等の取りまとめ部局及び施設所管部局は、こども家庭庁及び厚生労働省からの依頼に基づき、社会福祉施設等に対し、停電等に備えて、非常用自家発電設備が正常に動作するか点検・確認をしておくとともに、食料や飲料水等の必要物資の確保、燃料の補充や補給手段の確保、早期避難の検討など事前の備えに関する注意喚起を行うこと。

(略)

## 2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況等の把握や情報の提供等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) あらかじめ発生又は発生するおそれが予想できる災害への対応  
気象庁等からの気象の見通しの発表や内閣府政策統括官(防災担当)等からの早急な避難対応の連絡があることも踏まえ、取りまとめ部局及び施設所管部局は、こども家庭庁及び厚生労働省からの依頼に基づき、社会福祉施設等に対して、停電等に備えて、非常用自家発電設備が正常に動作するか点検・確認をしておくとともに、食料や飲料水等の必要物資の確保、燃料の補充や補給手段の確保、早期避難の検討など事前の備えに関する注意喚起を行うこと。

(略)

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) 災害時情報共有システムによる被災状況等の把握等とこども家庭庁及び厚生労働省への報告</p> <p>① 被災状況等の把握と入力について<br/>(略)<br/><u>このほか、報告した状況から進展があった場合における入力情報の更新や被害がない場合の報告についても徹底すること。</u></p> <p>② 救護施設等のその他施設、災害時情報共有システムが稼働しない場合の被災状況等に関するこども家庭庁及び厚生労働省への報告<br/>救護施設等のその他施設、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていないシステム対象施設については、取りまとめ部局から、原則として1日に1回、把握した被災状況等について、別紙様式に集約した上で、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、<u>女性支援関係施設</u>及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてにメールにより情報提供を行うこと。指定都市、中核市の取りまとめ部局にあつては、こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。<br/>(略)</p> <p>(3) 支援が必要な場合のこども家庭庁及び厚生労働省への情報提供等</p> <p>① 停電や断水が発生している場合、非常用自家発電設備等の燃料に不足が生じている場合の情報提供について<br/>取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムや別紙様式などにより、停電が発生している社会福祉施設等</p> | <p>(2) 災害時情報共有システムによる被災状況等の把握等とこども家庭庁及び厚生労働省への報告</p> <p>① 被災状況等の把握と入力について<br/>(略)</p> <p>② 救護施設等のその他施設、災害時情報共有システムが稼働しない場合の被災状況等に関するこども家庭庁及び厚生労働省への報告<br/>救護施設等のその他施設、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていないシステム対象施設については、取りまとめ部局から、原則として1日に1回、把握した被災状況等について、別紙様式に集約した上で、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、<u>婦人保護関係施設</u>及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてにメールにより情報提供を行うこと。指定都市、中核市の取りまとめ部局にあつては、こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。<br/>(略)</p> <p>(3) 支援が必要な場合のこども家庭庁及び厚生労働省への情報提供等</p> <p>① 停電や断水が発生している場合、非常用自家発電設備等の燃料に不足が生じている場合の情報提供について<br/>取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムや別紙様式などにより、停電が発生している社会福祉施設等</p> |
|--|---|

の非常用自家発電設備の有無を確認するとともに、電源車の支援を要請している社会福祉施設等を把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、電源車による支援の調整を行うこと。なお、こども家庭庁及び厚生労働省から経済産業省に対して、電源車の支援を要請することも可能であるため、都道府県等の内部での調整が困難な場合、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

（略）

さらに、非常用自家発電設備等に使用する燃料の状況についても確認し、十分な燃料が確保できておらず、通常取引先からの調達が困難であり、都道府県内での燃料供給の調整も困難な場合には、都道府県災害対策本部を通じて石油連盟が運用している災害時情報収集システムから要請するほか、こども家庭庁、厚生労働省から資源エネルギー庁に対して支援を要請することも可能であるため、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、電源車や給水車の支援の必要性を把握する

の非常用自家発電設備の有無を確認するとともに、電源車の支援を要請している社会福祉施設等を把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、電源車による支援の調整を行うこと。なお、こども家庭庁及び厚生労働省から経済産業省に対して、電源車の支援を要請することも可能であるため、都道府県等の内部での調整が困難な場合、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

（略）

さらに、非常用自家発電設備等に使用する燃料の状況についても確認し、十分な燃料が確保できておらず、通常取引先からの調達が困難であり、都道府県内での燃料供給の調整も困難な場合には、こども家庭庁、厚生労働省から資源エネルギー庁に対して支援を要請することも可能であるため、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、電源車や給水車の支援の必要性を把握する

とともに、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに別紙様式により情報提供を行うこと。

② 物資や人的支援等の状況に関する情報提供について  
(略)。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに別紙様式により情報提供を行うこと。

③ (略)

3. その他

食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、電気、ガス、上下水道や通信などのライフラインの途絶、物流ネットワーク断絶による物資供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築について、民間事業者を交えて検討すること。

ただし、運営基準等や都道府県又は市区町村が定める条例その他

とともに、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに別紙様式により情報提供を行うこと。

② 物資や人的支援等の状況に関する情報提供について  
(略)

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに別紙様式により情報提供を行うこと。

③ (略)

3. その他

(1) 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、電気、ガス、上下水道や通信などのライフラインの途絶、物流ネットワーク断絶による物資供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築について、民間事業者を交えて検討すること。

ただし、運営基準等や都道府県等又は市区町村が定める条例そ

|   |  |
|---|--|
| <p>の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">「対象施設種別」</p> <p>「災害時情報共有システム対象施設種別」</p> <p>1 児童関係施設（こども家庭庁へ情報提供）</p> <p>(1) 助産施設</p> <p>(2) 乳児院</p> <p>(3) 母子生活支援施設</p> <p>(4) 児童養護施設</p> <p>(5) 児童心理治療施設</p> <p>(6) 児童自立支援施設</p> <p>(7) 児童自立生活援助事業所 <u>(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)</u></p> <p>(8) 小規模住居型児童養育事業所</p> <p>(9) 児童相談所一時保護施設</p> <p><u>(10) 児童厚生施設</u></p> <p><u>(11) 保育所・認定こども園等</u>（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法 34 条の 15 第 1 項又は第 2 項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所）</p> | <p>の他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。</p> <p>(2) <u>別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて</u></p> <p><u>災害時情報共有システムにおいては、別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等についても被災状況等の把握が可能であることから、災害の状況に応じて、これらの被災状況等を把握し、必要な支援につなげること。</u></p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">「対象施設種別」</p> <p>「災害時情報共有システム対象施設種別」</p> <p>1 児童関係施設（こども家庭庁へ情報提供）</p> <p>(1) 助産施設</p> <p>(2) 乳児院</p> <p>(3) 母子生活支援施設</p> <p>(4) 児童養護施設</p> <p>(5) 児童心理治療施設</p> <p>(6) 児童自立支援施設</p> <p>(7) 児童自立生活援助事業所</p> <p>(8) 小規模住居型児童養育事業所</p> <p>(9) 児童相談所一時保護施設</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(10) 保育所・認定こども園等</u>（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法 34 条の 15 第 1 項又は第 2 項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所）</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>(12) 放課後児童クラブ<br/>(削除)</p> <p>(13) 地域子育て支援拠点<br/>(14) 子育て短期支援事業を行う施設<br/>(15) 一時預かり事業所<br/>(16) 病児保育事業所<br/>(17) 産後ケア事業を行う施設<br/>(18) <u>児童育成支援拠点事業所</u><br/>(19) <u>里親支援センター</u><br/>(20) <u>社会的養護自立支援拠点事業所</u><br/>(21) <u>妊産婦等生活援助事業所</u></p> <p>2 障害児関係施設（こども家庭庁へ情報提供）<br/>(1) 児童発達支援<br/>(削除)<br/>(2) 放課後等デイサービス<br/>(3) 福祉型障害児入所施設<br/>(4) 医療型障害児入所施設<br/>(5) 障害児相談支援</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>女性支援関係施設</u>（厚生労働省へ情報提供）<br/>(1) <u>女性自立支援施設</u><br/>(2) <u>女性相談支援センター一時保護所</u><br/>(※注) 児童福祉施設等災害時情報共有システムで報告</p> <p>「災害時情報共有システム対象外施設種別」</p> <p>6 その他施設（厚生労働省へ情報提供）<br/>(1) 救護施設</p> | <p>(11) 放課後児童クラブ<br/>(12) <u>児童厚生施設</u><br/>(13) 地域子育て支援拠点<br/>(14) 子育て短期支援事業を行う施設<br/>(15) 一時預かり事業所<br/>(16) 病児保育事業所<br/>(17) 産後ケア事業を行う施設<br/>(新規)<br/>(新規)<br/>(新規)<br/>(新規)</p> <p>2 障害児関係施設（こども家庭庁へ情報提供）<br/>(1) 児童発達支援<br/>(2) <u>医療型児童発達支援</u><br/>(3) 放課後等デイサービス<br/>(4) 福祉型障害児入所施設<br/>(5) 医療型障害児入所施設<br/>(6) 障害児相談支援</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>婦人保護関係施設</u>（厚生労働省へ情報提供）<br/>(1) <u>婦人保護施設</u><br/>(2) <u>婦人相談所一時保護施設</u><br/>(※注) 児童福祉施設等災害時情報共有システムで報告</p> <p>「災害時情報共有システム対象外施設種別」</p> <p>6 その他施設（厚生労働省へ情報提供）<br/>(1) 救護施設</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| (2) 更生施設<br>(3) 宿所提供施設<br><br>別紙様式 (略) | (2) 更生施設<br>(3) 宿所提供施設<br><br>別紙様式 (略) |
|--|--|